生徒を被害者にも加害者にもさせない!

- 交通安全教育を徹底し、生徒の交通安全への意識を 高める。
- 自校の「危機管理マニュアル」の登下校に関する項 目を改めて確認。
- 生徒に、自転車乗用時のヘルメットの着用を奨励。
- 自転車通学をしている生徒・保護者に、自転車保険 等の加入を促す。

生徒への交通安全指導と、地域と連 した通学路の安全確保が必要

学校で起こり得る危機に対し、

どのような備えをしておくべきか。

事

故や災害などが発生したら、

教授が解説する本コーナー。第8回は、

登下校中の事故について解説する。

学校の危機管理について研究する坂田

被害を最小限にとどめるためにどう対応すればよいのか。

管理は、 連携した通学路の安全確保が必要になります。 されており、 の連携を図るよう努めること 実行すること (第27条)や、児童生徒等の安全 ける安全に関する指導について計画を策定 で通学を含めた学校生活その他日常生活にお きいと思います。 の手段や経路は様々であり、登下校中の安全 保を図るため、保護者や地域の関係機関と また、文部科学省が毎年策定する「交通安全 高校では、 生徒自身に委ねられている部分が大 生徒への交通安全指導や、 電車や自転車など、 学校保健安全法では、 (第30条) が規定 生徒 ・地域と 0 通学

> 輪車、 させる交通安全教育の徹底を求めています。 事故を起こさない努力の必要性を生徒に理 故には責任や補償問題が生じることや、 可能年齢に達することを踏まえ、自転車や一 が在学中に二輪車や自動車の運転免許の 対策に努めることとしています。加えて、 や学校は、地域と一体となって通学路 を管轄する自治体が有するとし、学校設 社会の安全を確保する一 自動車に関する安全指導を行い、 般的な責務は、 交通 0) 取得 安全 加 地

登下校中に多い自転車事故 各校に策定が義務づけられている「危機管 ルメット着用が努力義務の自治体も

理マニュアル」には、登下校時の緊急事態や交

業務計画」(*1)では、通学路を含めた地域

* 1 交通安全対策基本法の規定により、内閣府の中央交通安全対策会議が策定する交通安全基本計画に基づき、関 係各省が毎年、交通安全業務計画を策定することになっている。



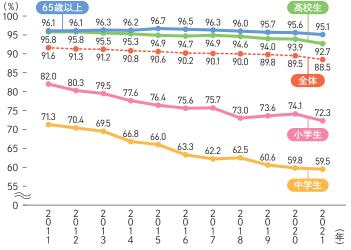
日本女子大学 教職教育開発センター 教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東 京大学大学院法学政治学研究科 公法専攻博士課程単位取得退 学。1996年、日本女子大学に 赴任。専門は、憲法学、公教育 制度論。2021年9月に『新訂 第4版 図解·表解教育法規』(共 著、教育開発研究所)を出版。

管理職

37

図 自転車関連交通事故 ヘルメット非着用者率(死傷者)の推移



注)「ヘルメット非着用者率 (死傷者)」とは、自転車乗用中の死傷者のうち、 ヘルメッ ト非着用者の割合をいう。

※警察庁交通局「令和3年における交通事故の発生状況等について」を基に編集部で作成。

する条例を定めています。

自

通ルー える指導を改めて徹底したいところです。 0 15 トフォンの操作やヘッドフォンの使用など、 行禁止違反のほかに、 被害者にも加害者にもさせないために、 項目が定義されてい ルの順守や自転車通学での注意点を伝 自転車乗用中のスマー います。 生徒を交通事故 交

中に発生し、

約8割が事故時に

時不停止や

転車関連死亡・重傷事故の約6割が登下校

で特に重要な事項は、

自転車事故についてで

警察庁の集計

(*2)によると、

高校生の

ると思いますが、登下校中の安全管理で高校

事故への対応に関する事項が明記され

てい

きまし

た。

危険行為としては、

信号無視や通

自

安全不確認などの法令違反をしていました。

者に自転車

・運転者講習を受講させる制度がで

け

れ 2

自転車乗用時に危険行為を繰り返した 15年6月に道路交通法の一部が改正

以上 傷していて、ヘルメット着用の場合の致死率 関連交通事故では、 す。 れを認識し、 は重要な安全対策だと言えます。 者のうち、ヘルメット非着用者の割合が9割 1・6倍でした。高校生の自転車乗用中の死傷 こることはあります。 [転車乗用時のヘルメット着用を努力義務と :0・35%に対し、非着用の場合は0・56%と、 ?抑えるために、2つの備えが挙げられます。 それでも、不測の事態として交通事故が起 1 21年のデータ うは、 (図) であることからも、 自転車乗用時のヘルメット着用 群馬県や愛知県、愛媛県などでは (* 3) 死者の約6割が頭部を損 事故の被害をできるだ を見ると、 ヘルメット着用 自治体もそ 自転車

場合に備えて、自転車保険等の加入を 自身の被害に加え、 加害者となった

もう1 うは、 自 :転車保険等への加入です。

> 令が下されることもあります。 れられず、場合によっては、 たケースがあります。 車と衝突し、 危険運転をしたために、 識不明となったケースや、 る自転車が歩行者と正面衝突し、 するのは危険です。 1億円近い賠償金の支払い命令が出されま 転車では、 加害者が未成年であっても賠償責任は 会社員が重大な後遺障害を負 大きな事故にはならないと軽 例えば、 いずれも加害者には 会社員の乗った自 高校生が自転車 小学生の運 保護者に賠償 歩行者が意

秋田県、 と、と、 場合はもちろん、 まった場合にも備え、 入を促していると思います。 車通学をする生徒に対して自転車保険等の 力義務とする条例を制定しています 等への加入を義務、 広まっています。 加入を義務・努力義務にする動きが全国 め 事故による損害から事故の当事者を守る を利用することを促すため、 条例のある自治体では毎年度初めに、 交通ルールやマナーを守って適正に自 生徒が事故に遭い、 自治体が条例によって自転車保険等 生徒や保護者に伝えるとよいでしょう 東京都などの30都府県が自転車保険 万が 22年4月時点で、 北海道や青森県などが努 加 治療が必要になった 入することが望ま 加害者となって そして、 加入は任意です 宮城 (* 4)° 自 自 源泉や 的 転

警察庁交通局「自転車関連事故に係る分析」(2019年4月)による。2014~18年のデータに基づく分析。

- *3 警察庁交通局「令和3年における交通事故の発生状況等について」(2022年3月)による。
- * 4 国土交通省「自転車損害賠償責任保険等への加入促進」による。